

第1277回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 令和5年2月22日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第2号 令和5年4月1日付け教職員の人事異動について

日程第3 市教委第3号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

報告 ○第495回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について  
の教育長専決処分の報告について

○高知市公立学校教員の処分に係る審査請求について

4 出席者

(1) 教育委員会

1 番教育長

松 下 整

2 番委員

谷 智 子

3 番委員

西 森 やよい

4 番委員

野 並 誠 二

5 番委員

森 田 美 佐

(2) 事務局

教育次長

山 中 浩 介

教育次長

岩 原 圭 祐

図書館・科学館担当参事

高 石 敏 子

教育政策課長

岸 田 正 法

学校教育課長

竹 内 清 貴

学校環境整備課長

高 橋 直 人

青少年・事務管理課長

三 吉 正 純

人権・こども支援課長

中 井 昭 秀

人権・こども支援課生徒指導対策監

藤 原 祐 三

図書館・科学館課長

弘 瀬 友 也

教育研究所長

西 田 尚 弘

少年補導センター所長

西 澤 勇 司

高知商業高等学校事務長

宮 田 小 町

教育政策課長補佐

島 崎 由 紀 子

学校教育課人事班長

岡 崎 大 幸

学校教育課管理主事

佃 典 高

学校教育課管理主事

森 岡 亮

教育政策課主幹

神 岡 純 子

教育政策課主任

松 本 理

1 令和5年2月22日（水） 午後5時00分～午後6時30分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後5時

**松下教育長**

ただいまから、第1277回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、森田委員，お願いいたします。

**森田委員**

はい。

**松下教育長**

本日は議案が2件，報告事項が2件となっています。

議案1件，報告事項1件について人事案件のため秘密会となりますので，先に日程第3から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**松下教育長**

それでは，日程第3 市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**学校教育課長**

市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」，御説明させていただきます。

お手元の資料1は，令和2年7月に文部科学省から発出された，教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化に係る通知文でございます。この通知文では，平成31年1月の中央教育審議会答申を受け，文部科学省として，学校における働き方改革を進めるに当たり，「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するための取り組むべき方策が示されました。この通知を受けまして，本市としまして，学校における働き方改革を進めるに当たり，「学校や教師，事務職員等の標準職務の明確化」を図るために，本規則の一部を会資料の4ページのとおり改正するものでございます。

また，本規則の新旧対照表，会資料の5ページから6ページにございますが，その右側，「新」の第18条の2及び3に，「標準的な職務の内容その他教諭等，事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」とありますが，その必要な事項を定めましたものが，資料2及び資料3の要綱（案）でございます。本規則の一部改正を受けまして，学校や教師，事務職員等の標準職務の具体的な内容を要綱に定め，教諭等や事務職員がそれぞれの専門性を発揮し，本来の職務に集中できるような環境整備に努めるとともに，学校及び教師が担うべき業務の範囲につきまして，学校現場や地域，保護者等の間における共有を図り，本市における更なる働き方改革を推進してまいります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

**松下教育長**

この件に関して，質疑等はありませんか。

## 森田委員

国からいただいている資料1の3ページのところで、「学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務」と、「基本的には学校以外が担うべき業務」がそれぞれ書かれていますが、例えば、「基本的には学校以外が担うべき業務」の「⑦学校徴収金の徴収・管理に関すること」が、資料2の2ページの高知市教育委員会の別表で見ると載っていませんが、これは高知市としてもやらないと捉えてよろしいですか。

## 学校教育課長

あくまで標準的な職務が表に載っておりまして、ここにあることしかできない、ここにあること以外やってはいけないということではないと捉えております。学校の実態によってやはりそういった対応は起こってくるだろうと考えております。ただ、こちらに載っている部分で、学校以外が担うべきということで表にはないということがあるかもしれませんが、必ずしもそのような運用になるかどうかというのは、学校の対応によって変わってくると思います。

## 森田委員

つまり、例えばAという学校の先生はお金を集める業務はしないけれど、状況やニーズによってはやったりもするということですか。

## 学校教育課長

例えば、給食の公会計化も高知市は進めておりまして、できるだけ学校で集金をしないように準備しているところですが、全てまだ移行できていない状態です。今後そういった対応を進めていきながら、整理していくということになります。

## 森田委員

分かりました。学校の先生になった私の生徒に聞くと、大変な業務のいくつかにこういうことを挙げていて、先生本来の仕事をしたいと言っていました。こういった業務がなければ、先生としての専門性にもう少し力を入れられるのではないかと思いましたので、現場の声を聞いていただけたら有り難いと思います。

## 教育政策課長

先ほど森田委員さんが言われたところでいきますと、資料2に載っております。資料3の事務職員の標準的な職務の内容というのも、2ページに別表第1があり、また、別表第2の中に学校の組織運営に関することというのもありまして、やっている状態になっています。あくまでも標準的な職務の内容ということになります。

## 森田委員

つまり、徴収業務に関して言うと、資料3でいただいた中で、事務職員さんの業務の範疇の中に、標準としてあるということですね。状況によっては違うということですか。ありがとうございます。

## 西森委員

この表も、ある程度定めたものに向かって本来教員がそこに集中できるのであれば、事務職員がそこに注力できるようという方向性は正しいと思います。ただ、最近出つつあるように、そこでどなたを活用するかとなったときに、外部人材あるいはボランティアや地域の方をお願いするということ、ある種のアウトソーシングに近いことをしていかなければなりません。ただ、その方たちに学校内で教育に携わるという倫理感が十分でない場合には、何らかの事件が起きた時に、学校側に全く責任がないかと問われると、恐らく管理監督責任や任命責任という話になってとても大きな問題が起きる場合もあります。そういったことについては十分想定範囲内だと思いますが、文科省として何か外部の方をお願いしましょうというのを打ち出す一方の両輪として、そういったことに関する何らかの指針みたいなものは出ていますか。

## 学校教育課長

学部協議会でありますとか、地域学校協働本部といった取組が推進されるに当たりまして、例えば運営協議会の委員であれば委嘱を行います。協働本部につきましてもコーディネーターさんの委

囑をしたいということはございますが、協働本部でボランティアとして活動していただく方については、そこまでの指針はないように思いますので、おっしゃっていただいた管理監督責任については、しっかり整理していかなければならないと思っています。

#### 西森委員

あまりそこで萎縮してしまって頼めないとなるのも良くないと思いますが、子供に影響が及んでは困るので、そこは校長会でまた研修されるという話もあると思いますが、十分気を付けて取り組んでいただきたいと思います。

#### 松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第3号は、原案のとおり決しました。

次に、「第495回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分報告」について、事務局からの説明をお願いします。

#### 教育政策課長補佐

「第495回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分報告」につきまして御説明申し上げます。

お手許にお配りしております「令和5年3月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料を御覧ください。3月補正予算議案から順次御説明いたします。

まず、(1)教育基金積立金、162万2千円でございます。内容としましては、株式会社シジシージャパンからいただいた、寄附金162万1,763円を教育基金に積み立てるものでございます。株式会社シジシージャパンは、全国児童画コンクールにおいて、子供たちの未来を応援する寄付企画として、コンクール上位入賞者の居住市町村に対し寄付を行っており、今回、介良潮見台小学校1年生が低学年の部で最優秀賞を受賞したことから、居住地である高知市に寄付をいただいたものでございます。

次に、(2)教職員研修推進事業費の減額補正、109万9千円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季教職員研修会が中止になったことから、補助金を減額補正するものでございます。

次に、学校施設感染拡大防止対策事業費でございますが、(3)小・中・義務教育学校及び特別支援学校の計59校で2,362万5千円、(4)商業高等学校で81万円の補正を行うものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染者発生時においても、教育活動を継続するために必要な保健衛生用品の追加購入費用を、国の補助制度を活用し計上するものでございます。

次に、(5)学校教育情報化システム管理費の減額補正、200万円の内容といたしましては、ウイルス対策のソフトウェアライセンス賃借料について、競争入札を行った結果、不用が見込まれることから、減額を行うものでございます。

次に、(6)GIGAスクール運営支援センター事業費負担金1,347万6千円でございます。GIGAスクール運営支援センターは、高知県が一括して契約を行うことで、国から3分の1の補助を受けております。高知市などの参加市町村は、表にお示ししておりますとおり、総事業費から国費を除いた事業費を児童生徒数で按分し、負担することとなっております。今回、国費が令和5年度予算から前倒しされたことから、高知県と参加市町村の予算についても当初予算から前倒しして補正を行うものでございます。

次に、(7)学校プール開放事業費の減額補正、357万5千円の内容といたしましては、小学校及び義務教育学校のPTA等に対し、プール開放事業に係る参加希望調査を実施した結果、事業実施希望校が2校であったことから、不用となった予算の減額を行うものでございます。当該事業は令和3年度から高知市教育委員会を実施主体として開始したものでございますが、事業実施校を20校程度と見込んでおりましたため、運営を行うPTA等が傷害保険等に加入するための保険料や、監視業務を行う警備事業者に対する委託料が不用となったものでございます。

次に、教材整備事業費としまして、(8)小学校費280万円、(9)中学校費450万円の減額補正でございます。内容といたしましては、デジタル教科書や理科用実験道具等の教科用消耗品について、競争入札等を実施した結果、不用が見込まれますことから、減額を行うものでございます。

次に、(10)小学校の要保護・準要保護児童対策費の減額補正2,600万円の内容といたしましては、対象児童数の減少に伴い、学校給食費等の支給件数が当初の見込みを下回り、不用が見込まれますことから、減額を行うものでございます。

次に、(11)中学校の要保護・準要保護生徒対策費の減額補正1,900万円の内容といたしましては、全国旅行支援等の助成に伴い、修学旅行費の支給額が抑制されたことなどにより、当初の見込みを下回ったことから減額補正を行うものでございます。

次に、防災機能強化事業費でございます。本事業につきましては、国の補正予算を活用することができますことから、令和5年度当初予算から前倒しをして増額補正を行うものでございます。まず、(12)小学校の4億1,700万円の内容といたしましては、十津小学校のバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策と春野東小学校北舎ベランダ手摺の改修、江ノ口小学校ほか7校の外壁等の改修を行うものでございます。(13)中学校の1億9千万円の内容といたしましては、南海中学校と行川学園のバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策と、愛宕中学校ほか2校の外壁等の改修を行うものでございます。

次に、学校の大規模改造事業費でございます。こちら、今回国の補正予算が活用できますことから、令和5年度当初予算から前倒しして増額補正を行うものでございます。(14)小学校の2億6,670万円の内容といたしましては、一覧表にお示ししておりますとおり、秦小学校ほか5校のトイレ改修工事を行うものでございます。同様に、(15)中学校の3億5,000万円につきましては、城北中学校ほか4校のトイレ改修工事を行うものでございます。

次に、(16)中学校施設災害復旧費、9,244万7千円の内容といたしましては、令和4年9月の台風14号により被害を受けた横浜中学校屋内運動場の建築及び設備の改修工事を行うものでございます。スケジュールにお示ししておりますとおり、屋根の防水改修工事は予備費で対応済みとなっており、雨漏りにより故障した電気設備や床等の原状復旧を行うための設計委託業務は11月補正予算で実施しておりますので、今回はその設計に基づき、改修工事を実施する予算を計上するものでございます。なお、屋内運動場の使用再開は令和5年11月以降となる見込みでございます。

次に、(17)繰越明許費の設定についてでございます。地方自治法の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和5年度に繰り越す予算の上限額を設定するものでございます。内容といたしましては、先ほど御説明いたしました、3月補正を行う予定の8事業につきまして、計13億5,405万8千円を繰越予算の上限額として、設定しようとするものでございます。

3月補正予算に関連するものは、以上でございます。

次に、令和5年度当初予算について、御説明いたします。「令和5年度 教育費予算の概要」を御覧ください。令和5年度当初における教育費予算につきましては、一番下の合計欄にございますように、総額85億9,408万円となっております。前年度と比較しますと7億4,439万7千円、率にして8.7%の増額となっております。予算の増減でございますが、主な事業の増減について御説明いたします。

まず、「1 教育総務費」約3,500万円の増額につきましては、教育委員会費におきまして、運営管理費、こちらは教育研究所の運営管理経費ですが、電気代等の高騰により184万5千円の増額、

また、新たに不登校支援推進協議会事業費としまして、協議会を設置し、不登校対策の検証を行うための予算28万1千円を計上しております。また、教育指導費におきましては、学校教育情報化システム管理費がネットワーク切替終了により、6,690万円減額となっている一方で、令和6年度から実施予定の給食費公会計化に向けて、システム構築などを行うため給食費公会計化準備事業費として3,989万5千円、また、全国中学校体育大会負担金として1,355万2千円を新たに計上するほか、特別教室用に県産木材を使用した椅子を購入するため、学校木製品整備事業費が749万2千円の増額、指導運営費が緊急地震速報入替のため503万3千円の増額、また、学校備蓄品整備事業費としまして、平成30年度に整備した学校備蓄品の入替を行う予算452万6千円を新たに計上いたします。そのほか、指導管理費については、3年ごとに印刷を行っている副読本「高知のくらし」の印刷経費の増により443万9千円の増額、また、法務相談対応事業費としまして、学校からの法務相談や保護者等の対応を代理するため、弁護士と委託契約を行う予算を新たに369万6千円計上するものでございます。

次に、「2 小学校費」約4億2千万円の増額につきましては、学校管理費のうち、電気代等の高騰により学校管理費が1億1,027万6千円の増額、給食事業費が給食調理業務委託の人件費単価増により418万2千円の増額となっているほか、教育振興費におきまして、給食費単価増により要保護・準要保護児童対策費が525万6千円の増額となる一方、教材整備事業費が消耗品に係る費用の見直しにより1,132万7千円の減額となっております。また、学校建設費のうち、大規模改造事業費がトイレ改修のため1億5,430万円の増額、防災機能強化事業費が外壁改修のため1億1,180万円の増額、施設整備事業費が対象事業数増により5,512万7千円の増額、また、耐震補強整備事業費としまして、給食棟3棟の耐震診断実施に係る予算を新たに683万円計上するものでございます。

次に、「3 中学校費」約2億6百万円の増額につきましては、学校管理費のうち、電気代等の高騰により学校管理費が3,722万2千円の増額、学校給食センター運営事業費が電気代等の高騰と給食調理業務委託の人件費単価増により、2,203万4千円の増額となるほか、教育振興費におきまして、教材整備事業費が、消耗品に係る費用を見直したことや使用教科書に変更となる科目がないことから、984万3千円の減額となる一方、学校建設費におきまして施設整備事業費が対象事業数の増により、1億5,831万9千円の増額となっているものでございます。

次に、「4 高等学校費」約500万円の増額としましては、高等学校管理費におきまして、施設整備費が令和4年度に長寿命化事業の基本構想の策定が完了するため、1,300万円の減額となる一方で、校舎等施設管理費が電気代等の高騰により1,044万1千円増額、また、情報処理教育費が、教育用パソコン入替のため208万2千円増額となっているものでございます。

次に、「5 特別支援学校費」約850万円の増額につきましては、スクールバス運行事業費が運行便の減により512万8千円減額となる一方で、特別支援教育就学奨励費が対象児童生徒数の増加及び給食費単価増などのため544万4千円の増額、学校管理費が電気代等の高騰により474万2千円の増額となっているものでございます。

次に、「7 社会教育費」約6,800万円の増額につきましては、社会教育総務費におきまして、施設整備事業費が、児童館及び集会所の改修工事件数の増加により、3,154万3千円の増額となっているほか、図書館・科学館費におきまして、オーテピア高知図書館施設管理費が令和4年度に実施した駐車場警備等の入札差額により、815万1千円の減額となっている一方で、図書館システム管理費がシステム機器更新のため1,908万4千円の増額、総務管理費が電気代等の高騰により403万1千円の増額となっております。また、青年センター費におきましては、電気代等の高騰に伴う指定管理料の増により、運営管理費が667万1千円の増額となっており、工石山青少年の家費におきましても、同様に指定管理料の増により、管理運営費が269万7千円の増額となっているものでございます。当初予算は以上でございます。

続きまして、予算外議案の条例議案について御説明申し上げます。まず、(1)市第43号「高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例議案」でございます。内容といたしまして

は、高知市いじめ防止等対策委員会に臨時委員及び部会の設置等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。高知市いじめ防止等対策委員会は現在6名の委員に委嘱を行っておりますが、近年いじめ事案が増加していることから、新旧対照表にもお示ししておりますとおり、必要に応じて部会を設置し、同部会に臨時委員を置くことで、いじめ案件の調査審議を速やかに実施することが可能になるものでございます。

次に、(2)市第44号「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会条例制定議案」でございます。内容といたしましては、高知市立学校のプールの今後の在り方について検討するため、高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会を設置するものでございます。

10ページを御覧ください。「1 高知市立学校のプールの現状等」でございますが、本市では30年を超える施設が約61%と学校施設と同様に老朽化が進んでおり、対策が課題となっているほか、プールの維持管理にはろ過装置の保守費用や光熱水費、修繕費用など、1校あたり約100万円、市全体では約6,000万円が毎年必要となっております。

次に「2 点検」でございますが、令和5年度の水泳授業が安心、安全な環境下で円滑に実施することができるよう、現在、メーカー等によるプール槽の点検を実施しており、令和4年度末には完了予定でございますが、大きな修繕が必要とされた学校が複数ございました。

次に「3 他都市の事例」でございますが、絵にありますように、埼玉県上尾市や三重県松阪市などでは、維持費を抑える目的で他の施設のプールを活用するなどし、効果的で効率的な取組を行っている事例もあります。また、中核市61市に調査をしましたところ、59市から回答があり、本市が行おうとしている整備方針を持っている中核市が11市、検討中又は検討予定の中核市が17市あり、既に市営や民間施設のプールを活用している中核市が34市ございました。

次に「4 『高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会』の設置について」でございますが、指導面やコスト面において先進事例も見受けられますことから、本市におきましても学校プールの在り方に関し、意見や提案を求め、今後のプール施設の整備方針に反映させるため、附属機関として「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会」を設置しようとするものでございます。

次に「5 今後のスケジュール(予定)」でございますが、3月議会で議決をいただきましたら、5月から9月にかけて5回程度の検討委員会を開催し、委員の皆様の御意見を取りまとめた上で、9月の定例教育委員会で御報告をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### **松下教育長**

この件について、質疑等はございませんか。

#### **西森委員**

最後にございましたプールについて、非常に前向きな検討だと感じました。他都市の例で、移動手段をどうしているか分かれば教えてください。バスでピストンして連れて行くなど、どのようにしているか御存知でしょうか。

#### **学校環境整備課長**

他都市の事例で、市営のプールや民間のプールを使うなどいくつかありますが、他はバスで移動となっております。

#### **西森委員**

分かりました。これから詳しく検討されると思いますので、ややフライング気味ですが、そういった交通手段というか、機械を調達するというか、どこかから持ってくることも合わせてのシステムになってくるとということが想定されますね。

#### **学校環境整備課長**

そういう方向になるのであれば、それも含めてということになるかと思えます。

## 西森委員

はい。分かりました。

## 谷委員

プールについて、中核市の中で半分以上の学校がすでに取り組んでいるということで、非常に事例が多いと思うので、いろんな事例をよく検討していただいて、より良いものにしていただくことが大事だと思います。非常に私も前向きに考えていかなければならないものだと思うので、施設設備のこともそうしてやっていただけたらと思います。

この中で、点検というところの大きな修繕が必要とされた学校が複数校あったということですが、何校ありますか。

## 松下教育長

まだ調査が全部終わっておらず、学校の保護者にもまだ伝えてないので、調査が全部終わって学校の保護者に先に伝えてから公表するという形にさせていただこうと思っています。

## 谷委員

分かりました。

## 西森委員

これから詳しく検討されると思いますが、埼玉県上尾市の例に除却という言葉が出ています。仮にプールを使わない、これ以上修繕をしたらお金がかかるという話になった時に、一旦廃止という形になって、そのまま置いておくわけにはいかないので、おそらく除けなければいけないという話も今後出てくるとと思いますが、プールを残して別で使える方法はありますか。

## 学校環境整備課長

インターネットの情報ではありますが、他の自治体では釣り堀に活用したりしている事例があるようです。基本的には壊したりしているようです。

## 西森委員

分かりました。

## 松下教育長

1年のうちの11か月は防火槽として役に立っています。それがプールとして機能しなくなったときに、プールの水を入れ替えていない状態が何年も続いて、しかもプールというのは、乗り越えようと思えば乗り越えられる状況ですので、そういう状態のまま置いておくのかということはあると思います。片や、水を抜いてしまうと一気にぼろぼろになることが予想されますので、壊すということも含めた検討が必要になると思います。先ほど課長が言ってくれたように、いろんな事例があると思いますので、前向きに言っていただいて非常に有り難いですが、そういうことも検討しながら単に終わりという話ではなく、その終わった後のことを考えていかなければならないと思っています。

## 谷委員

教育委員会費の不登校支援推進協議会事業費が新規であります。具体的にどのような内容ですか。

## 教育研究所長

不登校対策につきましては、平成16年度から不登校を生じさせない学校づくりをスローガンに取り組んでまいりました。ただ御承知のとおり、平成25年から不登校児童生徒数や出現率は増加傾向でありまして、昨年度の調査の結果では、高知市の不登校児童生徒数は過去最多ということになりましたので、本市の不登校の状況について、協議会を立ち上げ分析をしていただく、そしてこれまでの高知市の不登校対策について検証していただくというような協議会を設置したいと考えております。委員の構成といたしましては、不登校の背景が近年多様化、複雑化しておりますので、医療や福祉などの関係機関の方に依頼をしまして、専門的な立場から今後の高知市の不登校対策について御意見等いただきたいと考えております。令和5年度の実施計画につきましては、令和7年度



の予算の実現をしたいと考えておまして、5年後には一定方向性を示した中で、令和6年度は取りまとめていきたいと考えております。

#### 谷委員

不登校そのものの今後の考え方として、学校に向かわせるということのみではなく、もっと幅広く、今すごく動きが出てきているみたいなので、それも含めて検討がなされていくいいと思います。よろしくをお願いします。

#### 松下教育長

ほかにありましたらお願いします。

#### 森田委員

4ページから5ページにかけての(15)の多機能トイレについてですが、冬になると便座が温くなる機能は、ある学校とない学校がありますか。その機能がないと冬は結構寒いので、その機能を選べる子供たちと選べない子供たちがいるなら検討をしていただきたいと思いました。機能がある学校とない学校がありますか。

#### 学校環境整備課長

全部把握しているわけではないですが、基本的にはウォシュレットや便座が温くなる機能はないです。

#### 森田委員

選べる子供と選べない子供がいるのか疑問に思ったところです。

#### 西森委員

多機能トイレということで、車椅子とオストメイトのピクトグラムがありますが、ジェンダーレストイレの役割を担うことも多いのではないかと考えています。これは市の教育委員会として、例えば校長会で、何か統一的な方向性としてお願いしていることがあるのかどうかということをもまず1点確認をしたいと思います。

それから、子供たちの学校への行きやすさ行きづらさというのは、洋式トイレが大きく関係していると思っています。和式トイレに対して抵抗があって、排泄に対して非常に難儀があるというときに、学校に対する抵抗感が否定できないものが何年も続いたと思うので、洋式トイレになるのはすごくいいことだと思っておりますが、以前掃除の手順が変わることがネックであるということもお聞きしていたと思います。子供たちが洋式トイレを掃除するのは結構複雑だと思います。これについて何か出されている方向性はありますか。

#### 学校環境整備課長

学校がどのようにトイレを掃除しているかの把握はしていません。

#### 西森委員

以前そういった話がありませんでしたか。私の子供の頃は和式トイレでしたので、手袋をはめて擦っていくと済みますが、洋式トイレは自分でも気合いを入れて、結構丁寧にやらないといけません。その代わり丁寧にやればそれなりに保たれます。学校ではどうなっているのでしょうか。

#### 松下教育長

洋式トイレも子供が手袋をして掃除をしています。確かに和式の場合は、同じような平面なので一気に流せば済みますが、洋式トイレの場合は一体になっていますので、そこは工夫をしてやっていると思います。

#### 西森委員

この状態でなるべく長く保とうとして、毎日きちんと掃除していれば、意外と綺麗に保てると思います。また現場の状況が分かったら教えてください。

#### 松下教育長

一つ目の多機能トイレについても、私が勤めていた学校では、ジェンダーレスの子供が必要な場合に使っていました。各学校でこのトイレがあるということは非常に大きいです。もちろん、肢体

不自由のお子さんもそうですが、足を骨折した子供も使うことができます。それから、ジェンダーレスのお子さんについても、多機能トイレが設置された時は非常に有り難いとみんな喜んでいました。

#### 西森委員

この時代なのでそんなに心配しなくてもいいのかなとは思いますが、声が上がって初めてジェンダーレストイレにしなければいけないのか、学校が「誰でもトイレ」と貼って、そういう声が上がったときには「ここ使っていていいよ」となるのか、そのスタートラインが結構違う気がします。まず言い出さないといけないのか、言い出さなくても普通に「ここはジェンダーレストイレです」と言ってくれていたら、申し出がなくても使っていていいわけです。万が一、学校教員で分かっていない人がいた時に、「なんでここを使っているのか」というようなことを一言言ってしまったらアウトだと思うので、そういう意味では、かなりきちんと最初から方向性を出すのがいいのではないかと思います。

#### 松下教育長

分かりました。整備課が設置をして、それをどう使うかというところについては、教育委員会全体的話になってくると思います。にじいろのまちとして、今おっしゃっていただいたようなことが大事になってくると思います。また検討させてください。

ほかはよろしいでしょうか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 松下教育長

次に、日程第2 市教委第2号「令和5年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

#### 松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時30分

署名

教育長 \_\_\_\_\_

5番委員 \_\_\_\_\_